

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関の指定

保険医等の登録

国民健康保険法等として登録があつたものとみなされるもの

入会林野整備計画の適否の決定

廟の指定の一部改正

告 示

鳥取県告示第五十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
白川歯科医院	米子市河岡六一九	昭和五十三年十月二十九日

氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
齋 藤 裕	鳥医第二、一三三四号	昭和五十三年一月九日
安 部 攻	鳥医第二、一三五号	"
瀬 本 隆 一	鳥医第二、二三六号	"
成 瀬 みさ子	鳥薬第三六四号	"
大 西 祐美子	鳥薬第三六五号	"
中 村 倫 子	鳥薬第三六六号	"

鳥取県告示第五十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
齊藤裕	鳥国医第二、二三四号	昭和五十三年一月九日
安部収	鳥国医第二、二三五号	"
濱本隆一	鳥国医第二、二三六号	"
成瀬みさ子	鳥国薬第三六四号	"
大西祐美子	鳥国薬第三六五号	"
中村倫子	鳥国薬第三六六号	"

する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

倉坂入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年一月二十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第五十五号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（かいの指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十三年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十四号

東伯郡東伯町大字倉坂五五〇番地倉坂入会林野整備組合組合長松本尊則から申請のあつた倉坂入会林野整備計画については、昭和五十三年一月二十日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關

【鳥取県大阪事務所 大阪市北区中之島三丁目三】を「鳥取県大阪事務所 大阪市北区中之島三丁目二の四」に改める。